

A Biographical Study on Tuki-no-obito-Afumi

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-08-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川上, 富吉 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6715

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



調首淡海伝考

― 萬葉集人物伝研究（十二） ―

川 上 富 吉

【キーワード】 萬葉歌人、渡来・帰化人、調氏、百濟、奴理使主

一、はじめに

『萬葉集』巻第一、雑歌部に、「大宝元年辛丑の秋九月、太上天皇の紀伊国に幸したまひし時の歌」三首（五四、五五、五六）の中、二首目に、

あさもよし紀人^{きひと}ともしも真土山^{まつちやま}行き来と見らむ紀人ともしも

（一五五）

右の一首は、調首淡海^{つきのおびとあふみ}。

とある調首淡海の、出自・系譜・閥歴・関係人物等の文芸的な伝記考究が小稿の目的である。

二、その氏・姓・名について

（一） 氏「調」について

調首淡海は、「閥歴」の項に詳述するが、『続日本紀』⁽¹⁾和銅二年正月九日の叙位記事に「調連淡海」とあるので、『新撰姓氏録』⁽²⁾左京諸蕃下「調連」氏を見るに、

調連^{つきのむらじ}。水海^{みづみのむらじ}連と同じき祖^{おや}。百濟^{くだら}国の努理使主^{ぬりのおみ}の後^{すゑ}なり。菅田^{ほむだの}天皇^{すめらみこと}神^{かみ}は、御世^{みよ}に、帰化^{かみ}れり。孫^{ひこ}、阿久太^{あくと}の男^{おとこ}、弥和^{みわ}。次に賀夜^{かや}。次に麻利^{まり}。弥和^{みわ}、弘計^{をけのすめらみこと}天皇^{みかど}皇^み顯宗^{けんそう}の御世^{みよ}に、蚕織^{こかひはたおり}して、絶絹^{きぬ}の様^{かた}を敵^{たてまつ}れり。仍りて調首^{つきのおびと}といふ姓^{かばね}を賜^{たま}ひき。

とあり、百濟国の努理使主の後裔で、応神天皇の時代に帰化し、顯宗天皇の時代に、氏姓「調首」を賜ったという伝承があったことが知られる。

次に、『日本書紀』等に登場する調氏について列記してみる。

① 『日本書紀』卷第十、応神天皇条に、

○八年三月、百濟人來朝り。

○十四年二月、百濟王、縫衣工女を貢る。真毛津と曰ふ。今の来目衣縫が始祖なり。

是歳に、弓月君、百濟より來歸り。因りて奏して曰さく、「臣、己が国の入夫百二十県を領りて歸化り。然るを、新羅人の拒くに因りて、皆加羅國に留れり」とまをす。爰に、葛城襲津彦を遣して、弓月の入夫を加羅に召さしむ。

○二十年九月、倭漢直が祖阿知使主、其の子都加使主、並に己が党類十七県を率て來歸り。

○三十七年二月、阿知使主・都加使主を吳に遣し、縫衣工女を求めしむ。〔中略〕吳の王、是に工女兄媛・弟媛・吳織・穴織、四婦女を与ふ。

○三十九年二月、百濟の直支王、その妹新齊都媛を遣して仕へまつらしむ。爰に新齊都媛、七婦人を率て來歸り。

○四十一年二月、阿知使主等、吳より筑紫に至る。時に胸形大神、工女等を乞はすこと有り。故、兄媛を以ちて、胸形大神に奉る。是則ち、今筑紫國に在る御使君が祖なり。既にして其の三婦女を率て、津國に至り、武庫に及びて、天皇崩りまし、え及はず。即ち大鶴鶴尊に獻る。是の女人等の後は、今の吳衣縫・蚊屋衣縫、是なり。

とあるが、努理使主の名は見えない。

卷第十一、仁徳天皇条、三十年九月に皇后「宮室を筒城岡の南に興て居します。」とあり、『古事記』下卷、仁徳天皇条には、

筒木の韓人、名は奴理能美が家に入り坐しき。

とあり、頭注に、

韓（朝鮮）から渡來した人。『姓氏録』に、百濟から渡來した「努理使主のみ」を祖とするという氏がいくつも見える。

とあり、『日本書紀』頭注にも、

この「奴理能美」は、『姓氏録』には、「努理使主」（左京諸蕃下・調連、河内諸蕃・水海連）、「努利使主」（右京諸蕃下・民首）、「怒理使主」（山城諸蕃・民首）などとみえ、いずれも百濟国人であつたと記す。

とある。さらに『古事記』には、

是に、口子臣と、亦、其の妹口比売と奴理能美と、三人議りて、天皇に奏さしめて云ひしく、「大后の幸行せる所以は、奴理能美が養へる虫、一度口匍ふ虫と為り、一度は殻と為り、一度は飛ぶ鳥と為りて、三色に変わる奇しき虫有り。此の虫を看行さむとして、入り坐せらくのみ。更に異し心無し」といひき。如此奏しし時に、天皇の詔ひしく、「然らば、吾も奇異しと思ふが故に、見に行かむと欲ふ」とのりたまひき。

大宮により上り幸行して、奴理能美が家に入り坐しし時に、其の奴理能美、己が養へる三種の虫を大后に獻りき。爾くして、天皇、其の大后の坐せる殿戸に御立ちして、歌ひて曰はく、
つぎねふ 山代女の 木鍛持ち 打ちし大根 さわさわに
汝が言へせこそ 打ち渡す 八桑枝さす 来入り参る来れ

此の天皇と大后との歌へる六つの歌は、志都歌の歌返ぞ。（記63）

とあり、『日本書紀』十一月条には、

天皇、江に浮けて山背に幸す。時に桑枝、水に沿ひて流る。
天皇、桑枝を視して歌して曰はく、

つのはさばふ 磐之媛が おほらかに聞さぬ うら桑の木
寄るましじき 河の隈々 よろほひ行くかも うら桑の木

とのたまふ。明日に、乘輿、筒城宮に詣りまして、皇后を喚し
たまふ。皇后、参見えたまはず。時に天皇、歌して曰

はく。
つぎねふ 山背女の 木鍬持ち 打ちし大根 さわさわに
汝が言へせこそ 打渡す やがはえなす 来入り参来れ

とのたまふ。亦歌して曰はく、
つぎねふ 山背女の 木鍬持ち 打ちし大根 根白の白
腕 纏かずけばこそ 知らずとも言はめ (記58)

とのたまふ。時に皇后、奏さしめて言したまはく、「陛下、八田
皇女を納れて妃としたまふ。其れ、皇女に副ひて后為らまく欲
せず」とまをしたまひ、遂に奉見えたまはず。乃ち車駕、宮
に還りたまへど、而も猶し恋ひ思ふこと有します。

とある。『姓氏録』によれば



となり、弥和・賀夜・麻利・弥和の四兄弟の調首系譜の一人が、「調

首淡海」となる。

② 『日本書紀』卷第十七、継体天皇条に、「調吉士」の記事がある。
○二十四年九月・十月・是歳条に、

「秋九月に、任那使、奏して云さく、「毛野臣、遂に久斯牟羅に舍
宅を起造てて、淹留こと二歳にして、一本に三歳と云へるは、去
来ふ歳数を連ぬるなりといふ。政を聴くに懶む。爰を以ちて、日本
と任那人と、頻に兇息めるを以ちて、評訟決め難し。元めよ
り能く判ること無し。毛野臣、樂みて誓湯を置きて曰く、「実
ならむ者は爛れず、虚あらむ者は必ず爛れむ」といふ。是を
以ちて、湯に投りて爛れ死ぬる者衆し。又、吉備韓子那多利・斯
布利を殺し、大日本人、蕃女を娶りて生めるを韓子とするなり。恒に
人民を悩して、終に和解ふこと無し」とまをす。是に天皇、
其の行状を聞しめて、人を遣して徴し入れたまふ。而るに肯
へて来ず。顧に河内母樹馬飼首御狩を以ちて、京に奉詣
しめて奏して曰さく、「臣、未だ 勅旨を成さずして京郷に還
入でば、勞き往きて虚しく帰れるなり。慚恐しきこと、安にか
措かむ。伏して願はくは、陛下、国命を成して朝に入り、罪を
謝さむを待ちたまへ」とまをす。使を奉りし後に、更自
ら讀りて曰く、「其れ、調吉士は、亦是皇華之使なり。若し吾
より先に取帰りて、実の依に奏聞さば、吾の罪過、必ず重から
む」といふ。乃ち調吉士を遣して、衆を率て伊斯根牟羅城を
守らしむ。是に阿利斯等、其の細しく碎しきことを事として、
所斯れるを務めざるを知りて、頻に帰朝でねと勸むれども、尚
し選ることを聴かず。是に由りて、悉に行迹を知りて、心に
翻背くことを生ず。乃ち久礼斯己母を遣して、新羅に使用して兵
を請はしめ、奴須久利をして、百済に使用して兵を請はしむ。毛野
臣、百済の兵来れりて聞きて、背評に迎へ討ち、背評は地の名。亦
の名は熊備己富里。傷死者半なり。百済、則ち奴須久利を捉りて、

柵・械・枷・鎖して、新羅と共に城を囲み、阿利斯等を責め罵りて曰く、「毛野臣を出さず」といふ。毛野臣、嬰城して自ら固め、勢、擒にすべからず。是に二国、便の地を圍りて、淹留こと放晦になりぬ。城を築きて還り、号けて久礼牟羅城と曰ふ。還る時に、触路、騰利枳牟羅・布那牟羅・牟雌枳牟羅・阿夫羅・久知波多枳、五城を抜く。

冬十月に、調吉士、任那より至りて、奏言さく、「毛野臣、為人傲恨にして、治体に閑はず。竟に和解無くして、加羅を擾乱し、又倂任意にして、思ひて患を防かず」とまをす。故、目頼子を遣して徴召す。目頼子は、未だ詳かならず。

是の歳に、毛野臣、召されて対馬に到り、疾に逢ひて死る。送葬るときに、河の尋に近江に入る。其の妻、歌して曰く、

枚方ゆ 笛吹き上る 近江のや 毛野の若い 笛吹き上る

(紀98)

といふ。目頼子、初めに任那に到りし時に、彼に在りし郷家等、歌を贈りて曰く、

韓国を 如何に言こそ 目頼子来る むかさくる 壹岐の

(紀99)

といふ。

とあり、頭注に、

「調吉士」は百済からの渡来氏族。毛野臣を召還する朝使。『姓氏録』では同族の調曰佐や調連は百济国奴理使主の後の後という。

欽明紀二十三年七月是月条には「調吉士伊企儼い」の名がみえ

とある。氏「調」姓「吉士」であった。名は不明。

③ 「調吉士伊企儼」は、『日本書紀』卷第十九、欽明天皇二十三年

七月条の

是に河辺臣、遂に兵を引き退き、急に野に営す。是に士卒、尽に相欺蔑にして、遵ひ承くること有ること莫し。闕將自ら営中に就きて、悉に河辺臣瓊缶等と其の随へる婦とを生虜にす。時に父子夫婦、相恤ぶこと能はず。闕將、河辺臣に問ひて曰く、「汝、命と婦と、孰か尤も愛しき」といふ。答へて曰く、「何ぞ一女を愛みて、禍を取らむや。如何にといへども命に過ぎざらむ」といふ。遂に許して妾とす。闕將、遂に露地にして、其の婦女を射す。婦女後に還る。河辺臣、就きて談らはむとす。婦人、甚だ以ちて慚ぢ恨みて、随はずして曰く、「昔に君、軽しく妾が身を売りき。今し何の面目ありてか相遇はむ」といふ。遂に肯へて言はず。是の婦人は、坂本臣が女、甘美媛と曰ふ。

同時に虜にせられたる調吉士伊企儼、為人勇烈くして、終に降伏せず。新羅の闕將、刀を抜きて斬らむとす。逼めて禪を脱かして、追ひて尻臀を以ちて日本に向けて、大きに号叫びて叫は咩ぶなり。曰はしむらく、「日本の將、我が臙腫を嚙へ」といはいはしむ。即ち号叫びて曰く、「新羅王、我が臙腫を嚙へ」といふ。苦め逼まると雖も、尚し前の如く叫ぶ。是に由りて殺されぬ。其の子舅も其の父を抱きて死ぬ。伊企儼の辞旨の奪ひ難きこと、皆此の如し。此に由りて、特に諸將帥の為に痛み惜まる。

其の妻大葉子も並に禽にせらる。愴然みて歌して曰く、
韓国の百城の上に立ちて 大葉子は 領巾振らすも 日本へ
向きて
といふ。或和へて曰く、

韓国の 城の上に立たし 大葉子は 領巾振らす見ゆ 難波
へ向きて (紀101)

といふ。

とあり、二組の「河辺臣とは著しく対照的」な伝承であり、頭注に、

このような物語風の歌を唱和風に構成したのは、百済滅亡を目撃した百済系氏族の調氏であろう。それゆえ調吉士伊企儼の功績が賞揚されているわけである。

とある。『日本書紀』編纂の書記か、その資料となった調氏の家記・日記のようなものの存在を推定することが出来る。

④ 次に、『日本書紀』卷第二十八、天武天皇上、元年六月二十四日条の壬申の乱の記述中に、「調首淡海」が登場し、

是の日に、発途ちて東国に入りたまふ。事急にして、駕を待たずして行でます。儵に県犬養連大伴が鞍馬に遇ひ、因りて御駕したまふ。乃ち皇后は輿に載せまつりて從せしむ。津振川に逮り、車駕始めて至り、便ち乘したまふ。是の時に、元めより從へる者は、草壁皇子・忍壁皇子と舍人朴井連雄君・県犬養連大伴・佐伯連大目・大伴連友国・稚椋部臣五百瀬・書首根摩呂・書直智徳・山背直小林・山背部小田・安斗連智徳・調首淡海の類、二十有余人、女孺十有余人なり。

とあって、頭注に、

『姓氏録』左京諸蕃に「調連」、百済系の渡来氏族。『万葉集』五五に作歌がある。『釈紀』所引の私記「調連淡海日記」は壬申の乱の手記。

とある。『釋日本紀』⁽⁵⁾卷第十五に、

調首淡海伝考

私記曰。案三調連淡海。安斗宿祢智徳寺日記云。石次見三兵起。乃逃還之。既而天皇問唐人寺曰。汝國數戰國也。必知三戰術。今如何矣。一人進奏言。厥唐國先遣三者觀者。以令視地形險平及消息。方出師。或夜襲。或晝擊。但不_レ知三深術。時天皇謂三親王云々。

とあって、調連淡海と安斗宿禰智徳等の「日記」を引用していることから、他の舍人、書首根摩呂、書直智徳らと共に、史官的舍人であったことを語っているのではないだろうか。

⑤ 『日本書紀』卷第三十 持統天皇三年六月二日条に、

癸未に、皇子施基・直広肆佐味朝臣宿那麻呂・羽田朝臣齊_{（此には牟吾閉と云ふ）}・勤広肆伊余部連馬飼・調忌斗老人・務大參大伴宿禰手拍と巨勢朝臣多益須等とを以ちて、撰善言司に拜す。

とあって、「調忌斗老人」が撰善言司に任命されていること。「撰善言司」については、諸説あるが頭注に、

持統天皇が孫の軽皇子らの教育のため「善言」という書物を編纂するために設置した官司か。南朝宋の范泰の著「古今善言」を模範とし、古今の典籍から教育に有益な善言を蒐集・整理しようとしたのであろう。類書の一つであろうが、未完に終る。

とあるに従っておく。調忌斗老人については頭注に、

『統紀』文武四年六月に律令撰定の功により賜祿。直広肆。この時は姓か伊美吉いみ。大宝元年八月、律令撰定の功により正五位上を追贈。大学頭、正五位下として春日從駕の際の「五言、三月

(5)

三日、応詔一首」の詩が残る（懐風藻）。『令義解』序にもみえ、贈四位上とある。

とあり、「令義解」序にもみえ」とあるが、序には「調忌寸老人」の名はない。「應撰定令律問答私記事」⁽⁶⁾に、

右得^ニ彼省解^一。脩^ニ大學寮解^一。明法博士外從五位下額田國^{スカタククノノミヤツコ}造^{クニノ原}今足解^{イナツクリ}脩^ニ謹檢^一舊記。律令之興。年代侵遠。沿革隨^レ時。損益^イ世。藤原朝^{ミカドノシラノスニアメノシタ}連^{シラストキ}御^ノ宇。正一位藤原太政大臣。奉^レ勅制^ニ令十一卷。律六卷。博士正四位下下毛野朝臣古麻呂。贈正四位上調忌寸^{イシキ}老人。正五位下守部連大隅。從五位上道公首名^{ヲフトナ}。從五位上伊吉連博德^{キヲ}。從五位下伊豫部連馬甘等^{ムカトコ}。至^ニ于大寶元年。脩撰^シ既訖。施行^{コト}天下^ニ。

とある。以上、『古事記』・『日本書紀』の五人の人物について一覽したが、

- ① 努理使主 応神朝に百濟より渡來し、山城筒木に土着し、養蚕・機織を職とし、仁徳朝にその調進（技術と経済）の故、その子孫が顕宗朝に氏姓「調首⁽⁷⁾」を賜った。
 - ② 調吉士 継体朝に、朝使として任那を往復した。史官・通訳として外交の任に当った。また武人の性格が強い。氏「調」姓「吉士」名は不明。
 - ③ 調吉士伊企儼 姓「吉士」から②の「調吉士」と同族の者か。欽明朝に任那日本府復興軍の将の一人で、新羅の捕虜となり、子の舅子と共に殺され、妻大葉子も捕虜となる。
- 百濟系の「調吉士」氏に対して、新羅系「吉士・難波吉士」氏があ

るが、継体朝から推古朝にかけて、航海や外交（新羅・任那・百濟の三国）などの職掌に関係した。また、「大草香吉士・草香部吉士」氏⁽⁸⁾がいた。また、「調氏」には、「調曰佐（佐磐麻呂・佐足万侶）氏（譯語・通訳）がいる。「調使主」氏・無姓の「調」氏もいる。

④「調首（調連）」氏、⑤「調忌寸」氏については後述。

（二）姓「首・連」について

調首淡海は、『日本書紀』天武天皇元（六七二）年六月二十四日条に「調首淡海」とあり、『萬葉集』巻第一雜歌部の「大宝元（七〇一）年辛丑九月、太上天皇幸于紀伊國時歌」（一五五）に「右一首、調首淡海」とある。『続日本紀』和銅二（七〇九）年正月九日の授位記事中に、「正六位上調連淡海…に従五位下」とある。「首」から「連」になった年次は不明であるが、栗田寛『新撰姓氏録考證』下に「天武の御世に、連姓を賜はれる事の脱しなるべし。」とあり、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇第五、「調連」条に、

天武天皇の時代、ことに『日本書紀』天武天皇十二年九月丁未条に「倭直、…凡卅八氏、賜姓曰連」とみえ、また同天皇十二年十月己未条に「三宅吉士、…并十四氏、賜姓曰連」とあるように、連姓を集中的に諸氏族に賜わった天武天皇十二年（六八三）に近い年代に連姓を賜わったとも考えられる。しかし『万葉集』の「大宝元年辛丑秋九月、太上天皇幸于紀伊國時歌」の一首に調首淡海（一一五五）とみえるので、淡海は大宝元年（七〇一）九月から和銅二年（七〇九）正月までの間に連の姓を賜わったのである⁽⁹⁾。原本に、連の姓を賜わった記事のあったことは確実である。

注（25）には、『積日本紀』卷第十五、述義十一「磐鋏見三兵起。乃逃還之」条に「私記曰。案調連淡海。安斗宿禰智徳等日記云」とあって、調首淡海が連姓で記されているのは、

後の追記であろう。」

とあるが、

○天武天皇十二(六八三)年九月二十三日条に、
倭直……凡て三十八氏に、姓を賜ひて連と曰ふ。

○同年十月五日条に、

三宅吉士……并せて十四氏に、姓を賜ひて連と曰ふ。

とあって、五十二氏の中に、調首の名はない。前年の天武天皇十一(六八二)年八月二十二日条に、

詔して曰はく、「凡そ諸の応考選者は、能く其の族姓と
景迹を検へ、方に後に考めむ。若し景迹・行能灼然しと雖
も、其の族姓定まらずは、考選せむ色に在らじ」とのたまふ。

とあり、さらに、十二月三日条に、

詔して曰はく、「諸氏の人等、各氏上たる可き者を定め
て申し送れ。亦其の眷族多に在らむ者は、分ちて各氏上を定め、
並に官司に申し送れ。然して後に其の状を斟酌りて、処分へ。
因りて官判を承けよ。唯し小故に因りて、己が族に非ざ
る者をば、輒く附くること莫れ」とのたまふ。

とあり、翌十二年の六月、八月に、大伴連望多・大伴連男吹負の死に
当り、壬申の功績を挙げて贈位するという記述があり、九月・十月の
連賜姓記事があり、翌十三(六八四)年正月十七日条に、

三野県主・内蔵衣縫造の二氏に、姓を与えて連といつた。

と二氏への賜姓「連」記事があり、

○同年十月一日条に、

詔して曰はく、「更に諸氏の族姓を改めて、八色の姓
を作りて、天下の万姓を混す。一に曰はく、真人。二に
曰く、朝臣。三に曰く、宿禰。四に曰く、忌寸。五に曰く、
道師。六に曰く、臣。七に曰く、連。八に曰く、稻置」との
たまふ。是の日に、守山公……十三氏に、姓を賜ひて真人と
曰ふ。

○十一月一日条に、

大三輪輪君……凡て五十二氏に、姓を賜ひて朝臣と曰ふ。

○十二月二日条に、

大伴連……五十氏に、姓を賜ひて宿禰と曰ふ。

○翌十四(六八五)年六月二十日条に、

大倭連……并せて十一氏に、姓を賜ひて忌寸と曰ふ。

とあって、上位四姓のみ賜姓記事があり、これらに、「調首」氏は見
当らない。壬申の乱に、始めから舍人として扈從し、その際の日記を
書き残した調首淡海氏の賜姓「連」記事がないのは、『日本書紀』執
筆者の遺漏の故か、『日本書紀』八色の姓の頭注に、「臣とこの連の二
姓は旧来のもので、新姓を賜わらない氏の処理のために残しておいた
か」とある。佐伯有清『考証』が、「淡海は大宝元年(七〇一)九月
から和銅二年(七〇九)正月までの間に連の姓を賜わったのであろう。」
とする考えも一理あるが、栗田寛『考証』の「天武の御世」とするの
が妥当かとしての『萬葉集』巻第一の筆録者が「連」を旧姓「首」
としたのは、一つには壬申紀の記事や『調首淡海日記』のことがあっ
てか、二つには単なる誤記なのかも考えられるが、天武十四年六月
二十日以後の天武朝か、持統朝の初期には連姓となったと推定してお
きたい。

なお「首」は、多くは古写本「オフト・ヲフト」とあるが、『万葉集燈』『檜婦手』・『古義』・『美夫君志』・井上新考・『全注釈』・佐佐木評釈、私注等多くが「オビト」。金子評釈・空穂評釈など「オヒト」とするものがあるが、調を掌る「首長」の意の「オビト」であり、「連」は、『日本書紀』頭注に、「ムラ(村)ジ(主)、またはムレアルジ(群主)の意か。品部を率いて朝廷に仕えた氏に多い。」とある。

(三) 名「淡海」について

名「淡海」の表記に異同はない。『校本』本文には「アハウミ」、西本願寺本も「アハウミ」。拾穂抄・代匠記、金子評釈。

「アフミ」とするもの。略解・燈・檜婦手・古義・美夫君志・井上新考・口訳・空穂評釈・全注釈、近現代のテキスト・注釈書・事典など多し。

『日本書紀』神功皇后撰政元年三月条の歌謡36に「阿布弥能弥(あふみのみ)。(淡海の海)とあり、頭注に、「アハウミ(淡水海)の縮約形。琵琶湖。」とある。

アハ ウミ → アフミ
 a・ha・u・mi a・hu・mi
 アフミ ノミ → アフミ → アウミ
 a・fu・mi・no・mi a・fu・mi a・u・mi

名「淡海」は、「あふみ(afumi)」あるいは「あうみ(a・u・mi)」と訓むべきか。

三、調首淡海の関歴について

(一) 出自・家系

その出自について、初めて言及したのは、海北若沖『万葉集作主履

歴』(下、第七、連)で、

○調首淡海 第一廿四大宝元年九月調首淡海
 姓氏録調連 百済国努理使主人後也

古事記五暫入坐筒木韓人名奴理能美之家也奴理能美之所養虫三種云々○
 水海連・伊部造・民首祖

譽田御世歸化孫阿久太男弥和次賀夜次麻利弥和顕宗御世蚕織献絶
 絹之様仍賜調首姓 ○天武紀云云是時元從者一調首淡海之類二
 十有餘人云々 ○和銅二年正月丙寅正六位上調連淡海授從五位下

○同六年四月乙卯從五位上 ○養老七年正月丙子正五位上留叙 ○
 神龜四年壬九月丁卯皇子誕生焉月十一奉賀皇子誕生一并二献三玩好
 物一累世之家嫡子身帶五位己上者別加絶十疋一但正五位上調
 連淡海疋二百二人年齒居高得入此例焉

とあり、『新撰姓氏録』調連の「百済国努理使主人の後也」とし、『古事記』の「筒木韓人名奴理能美」条の一部、「水海連・伊部造・民首祖」と注記している。次に『新撰姓氏録』を引用したのは『攷證』で、姓氏録卷二十二、調連条の全文を引用し「云々と見えたり。」としている。近代では久松潜一『万葉秀歌(一)』が

調氏は『新撰姓氏録』によると、百済国の人で応神天皇の御世に
 帰化し、顕宗天皇の御代に調氏の姓を賜わったとある。

とし、『万葉集歌人事典』に、

調氏は、新撰姓氏録の左京諸藩に、百済国の努理使主ぬりおみの後で、応神天皇の御代に帰化し、顕宗天皇の御代に絹を献上して調首の姓を賜ったとあり、渡来系氏族の出である。 [居駒永幸]

とし、梶川信行『万葉集と新羅』渡来系人物事典に、

調氏は、百済からの渡来氏族。姓には、忌寸・連・首・曰佐・吉士・勝などがある。『新撰姓氏録』によれば、左京諸蕃下の調連と河内諸蕃の調曰佐は、百済国努理使主の子孫とされ、調忌寸は阿智使主の子都賀使主の第三子の爾波伎を祖とするという伝えがある。調に関する職掌を氏の名としていとされる。

とある。前述したが、調首氏の祖は、百済国から渡来し帰化した努理使主で、その孫の阿久太の四子（弥和・賀夜・麻利・弥和）のいずれかの子孫が「調首淡海」ということになるが、その父祖、母については不明である。「淡海」という名前から、淡海国とのかかわりを考えてみることも必要かもしれない。また、天武天皇大海人皇子の舎人であったことから、「凡海連」、「大海宿禰」氏との関係など検討して見る必要があるが、後考に俟ちたい。

(二) その年齢・閲歴について

年齢考証の前に、閲歴を一覧しておくことにしよう。

① 『日本書紀』卷第二十八、天武天皇、元年（六七二）六月二十四日条に、

是の日に、発途ちて東国に入りたまふ。事急にして、駕を待たずして行でます。儵に県犬養連大伴が鞍馬に遇ひ、因りて御駕したまふ。乃ち皇后は輿に載せまつりて従せしむ。津振川に逮り、車駕始めて至り、便ち乗したまふ。是の時に、元めより従へる者は、草壁皇子・忍壁皇子と舎人朴井連雄君・県犬養連大伴・佐伯連大目・大伴連友国・稚椋部臣五百瀬・書首根摩呂・書直智徳・山背直小林・山背部小田・安斗

調首淡海伝考

連智徳・調首淡海の類、二十有余人、女孺十有余人なり。

② 『萬葉集』卷第一、雜歌部に、

大宝元年辛丑の秋九月、太上天皇の紀伊国に幸したまひし時、歌
巨勢山のつらつら椿、つらつらに見つつ、偲はな巨勢の春野を

右の一首は、坂門人足。

(154)

あさもよし紀人ともしも、真土山行き来と見らむ紀人ともしも

右の一首は、調首淡海。

(155)

或る本の歌

河上のつらつら椿、つらつらに見れども飽かず巨勢の春野は

(156)

右の一首は、春日蔵首老

③ 『統日本紀』卷第四、元明天皇、和銅二（七〇九）年正月九日条に、

正四位上阿倍朝臣宿奈麻呂、正四位下小野朝臣毛野に並に從三位を授く。正五位上大伴宿禰手拍・大神朝臣安麻呂・土師宿禰馬手、正五位下多治比真人水守に並に從四位下。正六位下上毛野朝臣荒馬、正六位上土師宿禰、從六位上大伴宿禰牛養、從六位下笠朝臣長目・大春日朝臣赤兄・穗積朝臣老、正六位上調連淡海、正六位下椋垣忌寸子人、正六位上大私造虎に並に從五位下。

④ 『統日本紀』卷第六、元明天皇、和銅六（七一三）年四月二十

三日条に、

從四位下安八万王に從四位上を授く。正五位下大石王に從四位下。從五位上益氣王に正五位下。從四位上多治比真人池守に正四位下。正五位上百濟王遠宝に從四位下。從五位上大伴宿禰男に正五位上。從五位下賀茂朝臣百備麻呂に正五位下。笠朝臣長目・穗積朝臣老・小野朝臣馬養・調連淡海・倉垣忌寸子首に並に從五位上。

⑤ 『続日本紀』卷第九、元正天皇、養老七（七二三）年正月十日条に、

天皇中宮に御しまして、從三位多治比真人池守に正三位を授く。正四位下阿倍朝臣広庭、正四位下息長王に並に正四位上。六人部王に正四位下。從四位下大石王に從四位上。无位栗栖王・三嶋王・春日王に並に從四位下。正五位下葛木王に正五位上。無位志努太王に從五位下。從四位上阿倍朝臣首名・石川朝臣石足・百濟王・南典に並に正四位下。正五位上大伴宿禰通足・紀朝臣男人に並に從四位下。正五位下阿倍朝臣船守、從五位上調連淡海に並に正五位上。從五位上鴨朝臣堅麻呂に正五位下。從五位下引田朝臣真人・路真人麻呂・紀朝臣清人・大伴宿禰祖父麻呂・土師宿禰豐麻呂・津守連・通に並に從五位上。正六位上引田朝臣秋庭・河辺朝臣智麻呂・紀朝臣猪養・波多真人足嶋・阿曇宿禰坂持・布勢朝臣国足・息長真人麻呂・角朝臣家主・高橋朝臣嶋主・平群朝臣豊麻呂・石川朝臣樽・中臣朝臣広見・石川朝臣麻呂・余仁軍、正六位下船連大魚・河内忌寸人足・丸連男事・志我閉連阿弥太・越智直広江・堅部使主石前・高金藏・高志連惠我麻呂に並に從五位下。また夫人藤原朝臣宮子に從二位を授く。日下女王・広背女王・粟田女王・六人部女王・星河女王・海上女王・智努女王・

葛野王に並に從四位下。他田舎人直刀自売に正五位上。太宅朝臣諸姉・薩妙觀に並に從五位上。大春日朝臣家主に從五位下。

⑥ 『続日本紀』卷第十、聖武天皇、神亀四（七二七）年十一月二日条に、

十一月己亥、天皇、中宮に御します。太政官と八省と、各、表を上りて、皇子の誕生せるを賀ひ奉りて、并せて玩好物を献る。是の日、宴を文武の百寮已下、使部に至るまでに、朝堂に賜ふ。五位已上に縮賜ふこと差有り。累世の家の嫡子の、身に五位已上を帯ぶ者に、別に縮十足を加ふ。但し、正五位上調連淡海、從五位上大倭忌寸五百足の二人は、年齢高きに居りて、この例に入ること得。詔して曰はく、「朕、神祇の祐に頼りて宗廟の靈を蒙り、久しく神器を有ちて新たに皇子を誕めり。立てて皇太子とすべし。百官に布れ告げて感く知せ聞かしめよ」とのたまふ。

以上、六カ所の「淡海」の閲歴を簡略に示せば、

- ① 天武元（六七二）年、壬申の乱に、天武の側近（舎人）であったこと。前述した『日記』を書いたこと。
- ② 大宝元（七〇一）年九月、持統太上天皇の紀伊国行幸に從駕しての歌（一五五）がある。姓「首」とある。
- ③ 和銅二（七〇九）年正月、正六位上より從五位下に。姓「連」とある。
- ④ 和銅六（七一三）年四月、從五位上。
- ⑤ 養老七（七二三）年正月、正五位上。
- ⑥ 神亀四（七二七）年十一月、皇子（基親王）誕生の五十日（いか）の産養に當つての賜宴と賜禄。

となるが、その年齢を推定する根拠は、①と⑥にある。⑥によれば、「累世の家の嫡子の身に五位已上の者に、別に絶十疋を加ふ。但し、調連淡海は、年齒高きに居りて、この例に入ること得。」とあり、累世の家の敵子ではないが「高齢によって、別に絶十疋を加賜された」とあるので、その脚注に、

壬申の乱に舍人として天武の東行に従っているから、そのとき令制の舍人出身年齢の十七歳であったとしても、本年七十二歳。

とあるが、「選叙令」に、

凡そ官人年七十以上にして、致仕聴す。五位以上は上表せよ。六位以下は官に申牒して奏聞せよ。(第十二、21条)

とあり、七十歳で致仕するかしんないかは任意であったらしいが、『戸令(6)』の「六十一を老と為よ。六十六を耆と為よ。」に拠ればこの年、六十一歳から六十九歳までの間、「耆」(六十六)以上と見るのが穩当であろう。とすれば、天武元(六七二)年には、十四歳以下。

天武二(六七三)年五月条に、

夫れ、初めて出身せむ者は、先ず大舍人に仕へしめよ。然る後に、其の才能を選簡して、当職に充てよ。

とあり、頭注に「天武朝には整った制度はなかったであろう」とあるから、天武元年の舍人、調首淡海の年齢は、十七歳以下、十四歳前後であったと考えられるが、後考を俟ちたい。

② 大宝元(七〇一)年九月の、紀伊行幸時の從駕作歌の人に、卷第二、1挽歌部に、

調首淡海伝考

大宝元年辛丑、紀伊国に幸したまひし時に、結松を見し歌一
首柿本朝臣人麻呂歌集の中に出づ

のち見むと君が結べる岩代の小松がうれをまた見けむかも

(2一四六)

がある。この紀伊行幸については『続日本紀』卷第二、文武天皇、大宝元(七〇一)年

○八月十四日、使を河内・摂津・紀伊の国に遣して行宮を营造せしめ、兼ねて御船十八艘を造らしむ。豫め水行に備ふとなり。

○九月十八日、天皇、紀伊国に幸したまふ。

○十月八日、車駕、武漏の温泉に至りたまふ。

○十月九日、從へる官并せて国、郡の司等に階を進め、并せて、衣・衾を賜ふ。

○十月十九日、車駕、紀伊より至りたまふ。

とある。『萬葉集』卷第九、雜歌部に、

大宝元年辛丑の冬十月、太上天皇と大行天皇と、紀伊国に幸したまひし時の歌十三首

妹がため我玉求む沖辺なる白玉寄せ来沖つ白波

(9一六六七)

白崎は幸くあり待て大船にま梶しじ貫きまたかへり見む

(9一六六八)

三名部の浦潮な満ちそね鹿島なる釣する海人を見て帰り来む

(9一六六九)

朝開き漕ぎ出て我は湯羅の崎釣する海人を見て帰り来む

(9一六七〇)

湯羅の崎潮干にけらし白神の磯の浦廻をあへて漕ぐなり

(9一六七二)

黒牛潟潮干の浦を紅の玉裳裾引き行くは誰が妻
風早の浜の白波いたづらにここに寄せ来る見る人なしに 一に云ふ
「ここに寄せ来も」

(9一六七三)

右の一首は、山上臣憶良の類聚歌林に曰く、「長忌寸意
吉麻呂、詔に應じてこの歌を作りき」といふ。

我が背子が使ひ来むかと出立のこの松原を今日か過ぎなむ

(9一六七四)

藤白のみ坂を越ゆと白たへの我が衣手は濡れにけるかも

(9一六七五)

勢能山に黄葉常敷く神岡の山の黄葉は今日か散るらむ

(9一六七六)

大和には聞こえも行くか大我野の竹葉刈り敷き廬りせりとは

(9一六七七)

紀伊の国の昔弓雄の鳴り矢もち鹿取りなびけし坂の上にそある

(9一六七八)

紀伊の国に止まず通はむ妻の社妻寄し来せね妻といひながら

(9一六七九)

一に云ふ、「妻賜はにも妻といひながら」

右の一首は、或いは云く、「坂上忌寸人長の作なり」とい
ふ。

後れし人の歌二首

あさもよし紀伊へ行く君が真土山越ゆるむ今日そ雨な降りそね

(9一六八〇)

後れ居て我が恋ひ居れば白雲のたなびく山を今日か越ゆるむ

(9一六八一)

がある。また、巻第二、挽歌部、有間皇子関連の岩代歌群五首（一四
一〜一四五）の中、

有間皇子の自ら傷みて松の枝を結びし歌二首

岩代の浜松が枝を引き結びま幸くあらばまたかへりみむ

(2一四二)

家にあれば筈に盛る飯を草まくら旅にしあれば椎の葉に盛る

(2一四三)

長忌寸意吉麻呂の、結松を見て哀咽せし歌二首

岩代の崖の松が枝結びけむ人はかへりてまた見けむかも

(2一四四)

岩代の野中に立てる結び松心も解けず古思ほゆ未だ詳らかならず

(2一四五)

山上臣憶良の追和せし歌一首

翼なすあり通ひつつ見らめども人こそ知らね松は知るらむ

(2一四五)

右の件の歌等は、柩を挽く時に作りし所にあらずと雖も、
歌意を准擬へ、故に以て挽歌の類に載す。

とある。この大宝元（七〇二）年九月十八日から十月十九日までの紀
伊行幸に、従駕同行し、作歌、記録をしたものに、調首淡海の他に、
山上臣憶良（一五六、二一四五、九一六七三左注）・長忌寸意吉麻呂
（二一四三・一四四、九一六七三）・春日蔵首老（一五六）・坂門人足
（一五四）・坂上忌寸人長（九一六七九左注）がいる。

以上、大略、調首（連）淡海の閲歴を一覧した。作歌の鑑賞及び関
係人物との考察は後考に俟つこととしたい。

四、おわりに

調首(連) 淡海とその前代の「調・調吉士」について概観したが、他の調氏について言及する余裕がなかった。①『萬葉集』巻第十三に挽歌(三三三九〜三三四三)を伝える調使首。②『懷風藻』に詩一首(28)を伝える調忌寸老人。③『懷風藻』に詩一首(62)を伝える調忌寸古麻呂については、次稿に譲る。大方の御教示を乞ふ。

注

- (1) 『続日本紀』の引用は、新日本古典文学大系本『続日本紀一〜五』に拠る。以下同じ。
- (2) 『新撰姓氏録』の引用は、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』(全五巻)に拠る。以下同じ。
- (3) 『日本書紀』の引用は、新編日本古典文学全集本『日本書紀①②③』に拠る。以下同じ。
- (4) 『古事記』の引用は、新編日本古典文学全集本『古事記』に拠る。以下同じ。
- (5) 『釋日本紀』は、国史大系本・8、二〇〇頁に拠る。
- (6) 「應」撰定「令律問答私記事」(天長三年十月五日)は、『新訂国史大系22 令 令義解』三四五頁に令義解附録としてある。
- (7) 『新撰姓氏録の研究』左京諸蕃下の「調連」の註解に、「調の氏名は、純絹などの調(みつきもの)のことを管理したことにもとづく。」とある。
- (8) 拙稿「春日蔵首老伝考——萬葉集人物伝研究(七)——」(『大妻女子大学紀要—文系—』第三十九号、二〇〇七年三月)。
- (9) 拙稿「麻田連陽春伝考——萬葉集人物伝研究(八)——」(『大妻女子大学紀要—文系—』第四十四号、二〇一二年三月)。注(11)参照。
- (10) 山上臣憶良は帰化系人物と推定されるが、この大宝元(七〇一)年正月二十三日、遣唐使任命記事中、「无位山於億良を少録」とあり、大宝

二(七〇二)年六月二十九日、「遣唐使ら、去年筑紫よりして海に入るに、風浪暴險にして海を渡ること得ざりき。是に至りて乃ち発つ。」とあるのに拠れば、大宝元年秋の紀伊行幸に同行従駕の可能性はあったと推定できる。

- (11) 拙稿「長忌寸意吉麻呂伝考」(『大妻女子大学文学部紀要』第三号、一九七一年三月)。
- (12) 注(8)と同じ。